

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、児童手当の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

練馬区教育委員会

## 公表日

令和2年6月25日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童手当の支給に関する事務
事務の概要	<p>【概要】 児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度(同法第1条)である。</p> <p>【児童手当支給事務】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童手当は中学校修了前の児童を監護し生計を同じくする父母等が受給できる手当で、申請者が郵送または窓口で、児童手当の認定・額改定・変更・消滅等の申請を行う。</li><li>2 申請者からの申請書類を審査し、提出書類の記入内容に不備がないか確認する。</li><li>3 申請内容をシステム入力し、決定を行い、決定通知の発送、支給を行う。</li></ol>
システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 項番56  番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号～第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 項番74、75 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第3号  (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 項番26、30、87 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号のタ、第44条第1号のタ
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課
所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部子育て支援課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-5824

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	令和2年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	令和2年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 シ ステムの名称	福祉情報システム	福祉情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年5月12日	関連情報 5評価実施機 関における担当部署 所属長	小暮 文夫	鳥井 一弥	事後	
平成29年10月1日	関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 シ ステムの名称	福祉情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	福祉情報システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年10月1日	関連情報 3個人番号の利 用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第44条第1号～第6号	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第44条第1号～第7号	事後	
平成30年10月1日	関連情報 4情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第40条第1号～第2号	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第40条第1号～第3号	事後	
平成30年10月1日	関連情報 4情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号の力、第44条第1号の力	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第19条第1号のタ、第44条第1号のタ	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年10月1日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和1年6月25日	関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 所属 長の役職名	鳥井 一弥	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	